

別表十三（九）の記載の仕方

この明細書は、技術研究組合が措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である技術研究組合が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）の規定の

適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。